

議案第26号

山陽小野田市青少年育成センター補導員の委嘱について

山陽小野田市青少年育成センター規則第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市青少年育成センター補導員を委嘱すること。

令和5年6月22日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

1 委嘱される者

廣田 聡子

2 任 期

令和5年6月22日から令和6年5月31日まで

3 委嘱の理由

旧補導員が都合により退任したため。

【参考資料】

山陽小野田市青少年育成センター規則（抜粋）

（補導員の任期）

第7条 補導員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補導員が欠けた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

新

令和5年度 山陽小野田市青少年育成センター補導員名簿
(任期：令和5年6月22日～令和6年5月31日)

所 属 等	氏 名
小野田中学校 PTA	廣田 聡子

旧

令和5年度 山陽小野田市青少年育成センター補導員名簿
(任期：令和5年6月1日～令和5年6月21日)

所 属 等	氏 名
小野田中学校 PTA	杉野ちひろ